

八千代市  
地域生活支援拠点等事業所  
登録マニュアル

令和4年9月

## はじめに

「地域生活支援拠点等事業」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 87 条第 1 項に規定する障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）に基づく事業で、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という）の 5 つの機能の一部を担う事業所につきましては、障害児者の緊急時に迅速な対応ができるよう、当市への届出（登録）にご協力をお願いします。

なお、前述の事業所においては、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し市に届出（登録）をした場合、所定の加算の算定が可能となります（一部、届出（登録）をしなくても要件を満たせば加算の算定が可）。

本マニュアルは、八千代市における拠点等の機能を担い、協力及び連携を図る事業所が、届出（登録）を行う際の手続等についてまとめたものです。届出（登録）の際は、本マニュアルをお読みの上、手続を行ってください。

## 1 運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを規定する

拠点等の機能を担う事業所として届出（登録）を行う際は、以下の内容を参考に運営規程へ追加してください。

○運営規程への追加項目の記載例

追加項目の記載例	作成にあたっての留意事項
<p>(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)</p> <p>第●条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。</p> <p>(1) 相談</p> <p>緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援を行う機能。</p> <p>(2) 緊急時の受入れ・対応</p> <p>短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害のある方の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。</p> <p>(3) 体験の機会・場</p> <p>病院や施設、親元からの自立等に当たって、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。</p> <p>(4) 専門的人材の確保・養成</p> <p>医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害のある者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行う機能。</p> <p>(5) 地域の体制づくり</p> <p>地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。</p>	<p>各事業所の実態に応じて、(1)から(5)のうち実際に担う機能を記載してください。</p>

### ※ 運営規程の変更届の提出について

- ・八千代市から指定を受けている特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所は、八千代市へ提出してください。
- ・上記以外の事業所は、千葉県へ提出してください。

## 2 市へ登録申請を行う

運営規程の変更後、「八千代市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（第1号様式）」に必要事項を記載し、変更後の運営規程（写し）を添付の上、市へ提出してください。

市は、事業所から申請書を受領後、申請内容を審査し、拠点等事業を実施する事業所として適当と認めた場合には登録を行います。（申請した事業所に対し、判定結果を通知します。）

なお、拠点等の機能を担う事業所として市が認めた事業所につきましては、市のホームページ等において公表（登録申請内容を掲載）しますので、予めご了承ください。

※ 登録後、次の事項に該当する場合は登録の取消を行います。

- (1) 千葉県又は八千代市からの指定を受けなくなった場合
- (2) 市への申請及び報告において、虚偽の記載や不祥事の隠蔽など、信義則に欠けると判断される行為があった場合
- (3) その他市長が登録事業所として不適当と認めた場合

## 3 事業の実施

登録の通知を受けた事業所は、事業の実施をお願いします。

なお、拠点等の機能を実施した際に請求できる加算は4頁以降の表で確認してください。（一部、登録をしなくても要件を満たせば加算の算定が可。）

**※ 千葉県から指定を受けている事業所は、加算の取得に当たり、別途加算に関する届出が必要となります。**

⇒八千代市から指定を受けている特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所は、拠点等事業所としての登録申請をしていただければ、加算に関する届出は必要ありません。

### ◆ 登録後、次のような場合は市への手続きが必要です

- ・登録内容を変更した場合

⇒「八千代市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（第2号様式）」を提出してください。

- ・事業の廃止又は休止を行う場合／休止している事業を再開する場合

⇒「八千代市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書（第3号様式）」を提出してください。

※ 登録に係る申請書等の様式は、八千代市ホームページに掲載します。

○地域生活支援拠点等に係る加算

機能	対象事業	加算	加算単位	要件
相談機能の強化	相談支援事業所(児・者)	地域生活支援拠点等相談強化加算	700 単位／回  月 4 回を限度	特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所含む。）にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行ったことを評価する加算。
緊急時の受入れ	短期入所  対応の機能の強化・緊急時の受入れ・対応を行ったことを評価する加算	地域生活支援拠点登録に係る加算	100 単位／日	サービス利用開始日について、100 単位を加算可能（緊急時の受入れに限らない）。
		緊急短期入所受入加算（Ⅰ）	180 単位／日	介護者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、開始日から起算して7日（家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14 日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算可能。 <b>※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。</b>
		緊急短期入所受入加算（Ⅱ）	270 単位／日	
		定員超過特例加算	50 単位／日	「緊急時」という局面を勘案し、定員を超えて受け入れた場合には、期間を区切った上で、特例的に加算可能（当該期間は定員超過減算は適用しない）。（10 日を限度） <b>※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。</b>
居宅介護， 重度訪問介護， 同行援護， 行動援護， 重度障害者等包括支援	緊急時対応加算		100 単位／回	緊急時の対応を評価する加算。（月 2 回を限度）
			+50 単位／回	地域生活支援拠点の場合。
自立生活援助	緊急時支援加算（Ⅰ）		711 単位／日	緊急時の対応を評価する加算。
			+50 単位／回	地域生活支援拠点の場合。
地域定着支援	緊急時支援費（Ⅰ）		712 単位／日	緊急時の対応を評価する加算。
			+50 単位／回	地域生活支援拠点の場合。

体験の機会・場の提供機能の強化	生活介護, 自立訓練(機能訓練), 自立訓練(生活訓練), 就労移行支援, 就労継続支援 A型・B型	体験利用支援加算	500 単位/日 (初日から5日目まで) +50 単位/日 (地域生活支援拠点の場合)	指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合。
	地域移行支援	体験利用加算	250 単位/日 (6日目から15日まで) +50 単位/日 (地域生活支援拠点の場合)	
	施設入所支援	体験宿泊支援加算	120 単位/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点の場合。</li> <li>・指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合。</li> </ul>
	地域移行支援	体験宿泊加算体験宿泊加算(I)	300 単位/日 +50 単位/日 (地域生活支援拠点の場合)	15日を限度とする。
		体験宿泊加算(II)	700 単位/日(夜間及び深夜における支援あり) +50 単位/日 (地域生活支援拠点の場合)	15日を限度とする。

専門的人材の確保・養成の機能の強化	生活介護	重度障害者支援加算 重度障害者支援加算(Ⅱ)	7単位/日	<p>体制を整えた場合 {強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した場合}</p> <p>強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置している旨の届出をしておき、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算可能(ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算不可)。</p> <p><b>※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。</b></p>
			180単位/日 (加算を算定した日から起算して180日以内は+500単位)	<p>支援を行った場合 {強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合}</p> <p>実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合に加算可能(当該基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで加算可能)。</p> <p><b>※拠点登録の有無で加算の算定可否は行わない。</b></p>
地域の体制づくりの機能の強化	特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所含む。)	地域体制強化共同支援加算	2,000単位/月	<p>支援困難事例の課題共有を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算。</p> <p>指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援障害者等1人につき、月1回を限度として加算可能。</p>

